

[令和 5 年 5 月 16 日環境生活警察常任委員会－05 月 16 日-01 号]

◆竹内圭司 委員 ありがとうございます。交通部長、ありがとうございます。改正の趣旨、よく分かりました。これは、キックボード等を利用したときの改正ということで、16 歳未満の者が運転禁止になっているんですが、それでも繰り返す者がこういう反則金ということの趣旨だと理解いたしましたけれども、まず、千葉県においてこういった違反はどれぐらいあったんでしょうか。そしてまた、3 時間ということですから 6,000 円ということでもよろしいんでしょうかということと、さらには、この講習自体を受けない人に対する対策等はどう考えているんでしょうか。この 3 つをちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎説明者（土屋交通部参事官兼交通総務課長） 交通総務課長の土屋でございます。

まず、講習を受けない者については罰則規定がありますので、その罰則により担保されているところです。罰金については 5 万円以下の罰金となります。

次に、取締りの件数についてであります、令和 5 年中は 2 件の取締りを実施しております。

以上です。

もう1つ質問を落としました、申し訳ありません。講習については3時間、6,000円となります。

以上です。

◆竹内圭司 委員 ありがとうございます。罰則については、今おっしゃっているように2件ですよね、昨年2件しか見受けられなかったけれども、こういった改正をしていこうという国の流れの中で改正という趣旨でよろしいんですか、本部長。本部長がずっと見られているので。要するに、この趣旨は、もう危ないからこういうことを、取締りを強化していこうということの理解でよろしいのでしょうか。それに伴い、また罰則をつけて、さらに5万円以下の罰金をつけてということで徹底していくということよろしいのでしょうか。

◎説明者（土屋交通部参事官兼交通総務課長） 道路交通法の改正を受け、所要の規定を整備するものとなります。

以上です。

（竹内圭司委員、「承知しました、ありがとうございました」と呼ぶ）